

（京都市地裁平成24年7月11日判決）その1

本件は、短期入所生活介護事業所に入所していた被害者A（当時81歳、認知症、脳梗塞由来の左上下肢に麻痺あり、杖歩行、要介護度2、日常生活自立度IIa）が、夜間、便意を催した為に、ベッドから立ち上がり、数歩歩いたところで転倒した事案であり、Aは、転倒の際に頭部を打ち、急性硬膜下血腫が原因で死亡しました。結論から申し上げる

、裁判所は、被告事業者に対し、3402万円余りの損害賠償責任を認めました。

なお前提として、Aは、本件事故の1ヶ月半程前から、しばしば自ら立ち上がり歩行す

るなどしていた他、日常的に夜間、数回、尿意又は便意を催して自覚していました。その為、被告事業者は、移動の際にはナースコールをするようAに指示をしていましたが、A

# 介護施設を取り巻く 法律問題の今

## 最近の介護事故判例から③

には至らなかったものの転倒事故を起こしていました。

裁判所は、本件事故の予見可能性の存在を前提に、①離床センサーの設置、②夜間は、衝撃吸収マットを敷く、③ナースコール指示の徹底及び監視の頻

繁化といった対応の併用により、事故防止が可能であったと判示しました。

そして過失相殺については、介護サービスを受ける前に入院していた病院でも、Aは

（認知症の影響からか）看護師の指示に反して転倒したことがあり、被告事業者らはその点を認識していた以上、指示違反行動があることを前提とした転

倒事故等防止義務を負っており、Aの指示違反は想定された事態であるから過失相殺事由にはならないと判断されました。



（雑感）前回の転倒事故にも拘わらず、本件事故、特に死亡という結果を発生させているので、被告事業者の責任は免れないとは思いますが。しかし、Aの過失相殺なしという結論は被告事業者にとって厳しい過ぎると思います。「看護師の指示を聞かずに転倒したことがある」といった、アセメントシートに書いてあるような事情を知っていれば、全て想定内過失となり過失相殺を一切認めないということでは、事業者が、Aのような方々の介護に萎縮・消極的になってしまいます。しかもAの日常生活自立度がIIaであったことも踏まえれば、Aのナースコール指示違反については全く過失相殺しないというのは、論理的ではないようにも思えます。

## 利用者転倒、被害者側過失の相殺認めず 介護困難者の受入れ消極化の要因にも



長谷川 桃

弁護士法人アヴァンセリー  
ガルグループ執行役員  
民事企業法務部部长

【プロフィール】  
上智大学外国語学部ド  
イツ語学科卒業、東京  
弁護士会所属、日本司  
法支援センター相談員  
を務める。  
離婚、相続等の家事  
一般（渉外事件等含む）  
や消費者問題を含む民事  
訴訟一般が得意分野。